

近代朝鮮における国民国家創出と立憲君主制論

月脚 達彦

はじめに

日清戦争および甲午改革によって清との宗属関係が破棄されるにともない、朝鮮において王朝国家の国民国家化が焦眉の課題となった。国家を担う主体が「国民」であるということが国民国家の要件の一つであるが、王朝国家を国民国家に編成替えする際に、君主権と「国民」の権利の間にはどのような関係を持たせるかが重要な問題になる。甲午改革と独立協会運動を担った開化派が、立憲君主制導入の構想をもっていたことは朝鮮近代史研究において定説であるが、その評価については必ずしも研究者の間で一致した見解があるわけではない。開化派が立憲君主制の導入を構想したこと自体に朝鮮の政治思想の内在的発展をみる見解から、開化派はその愚民観によって民選議院の開設を否定しているなど「限界」を強調する見解、さらに進んで、民衆の支持がないまま日本の文明開化を模倣しようとしたとして開化派の非主体性を問題視するなど諸説がある。ここで研究史を詳論する余裕はないが、立憲君主制の意義を文字どおり議会による君主権の制限という意味で理解すると、開化派の政体論には、様々な「限界」がみえてこざるをえない。

ところで、甲午改革の途上の1894年10月27日に大鳥圭介に代わって駐朝鮮日本公使として着任した井上馨は、11月20日と21日の両日にわたって国王高宗に謁見し、全19条からなる朝鮮内政改革案を逐一説明した。その謁見の様子は『日本外交文書』に収められているが¹、その冒頭近くで高宗は次のように述べている。

六月廿一日(我本年七月廿三日)以来、朕ハ殆ント国务上何等ノ権利ヲ行フヲ得ズ。国政ノ事、挙ゲテ各大臣ノ掌管スル処タリ。斯テ一国ノ君権ナルモノ汚損スル事ナキカ(中略)顧テ我臣僚ノ朕カ為メ、其不忠ヲ責メザル可カラス。(92)

同年7月23日の日本軍の景福宮占領、すなわち甲午改革の開始以来、国政は全て大臣・官僚の掌中に入り、高宗が国務に携われなくなったことを、「一国の君権」の「汚損」であると憤慨しているのである。一方井上は、内政改革案の第1条「政権ハ総ヘテ一ノ源流ヨリ出ツル事」と第2条「大君主カ政務御親裁ノ権アルト同時ニ法令ヲ守ラルハノ義務アラセラルハ事」の説明で、「親裁」という言葉を繰り返しているが、それは以下のそれぞれ①と②のとおりである。

¹ 『日本外交文書』第27巻第2冊、91-107頁。以下、引用に際しては句読点を施し、頁数を示す。

①大君主ハ政權ヲ統一セラレ、凡百ノ号令皆ナ大君主ノ親裁ニ出ツヘキハ理ノ当然トスル所(中略)大君主ノ御親裁セラルハコソ緊要ト存ス。(93)

②大君主カ御親裁セラレシ法ニ付テハ、大君主ハ其法ヲ守リ、其法ニ依リ事ヲ御処分セラレルヘキ筈ナリ(中略)故ニ大君主ハ法令ヲ出サレ、其法令ノ範囲内ニ於テ政ヲ行ハセラルヘキ者ニテ、即チ法令ヲ御守リ相成ルヘキ者ナリ。此儀ニ付大君主ノ思召ハ如何アラセラルハヤ。(94)

①に対して高宗は、「尤モナル事ナリ」と答え、②に対しては「文明諸国皆然リト聞及ヘリ。予モ亦今後斯クスヘシ」と答えている。高宗としては、君主が「親裁」することは当然であっても、その「親裁」する君主がなぜ大臣・官僚に国政を掌握させなければならないのか、なぜ法を守らなければならないのか、なかなか合点が行かないのである。

この高宗と井上の認識のズレは、19世紀末の朝鮮と日本の君主のあり方の相違にもとづくものであり、結局、朝鮮では1899年の「大韓帝国制」にみられるような、専制皇帝制が形成されることになる。それでは甲午改革において政治制度の改革を行った開化派は、もともと日本とは君主のあり方が異なる朝鮮に、日本の制度をそのまま適用しようとしたのであろうか。開化派の政治思想には日本の影響がみられ、甲午改革で施行された新たな法令にも日本のものを移用したものが多くは事実であるが、かといって開化派が日本の政治思想や制度を非主体的に受け入れたと批判して済む問題でもあるまい。

本稿は、朝鮮開化派の政治思想の根幹である立憲君主制論の構造について、本来の立憲政体の意義とは異なる面にも注目して再検討するとともに、甲午改革の制度改革および独立協会の議会開設運動を連関させて考察することによって、朝鮮近代思想史における立憲君主制論の位置づけに関する若干の問題提起を行おうとするものである。

I. 兪吉濬の立憲君主制論

朝鮮において初めて立憲政体を論じた書籍は、兪吉濬の『西遊見聞』全20編(1889年に完成、1895年に東京の交詢社より刊行)である。この書で兪は、第5編に「政府の種類」という項目を設け、現存する政体として「君主の命令する政体」(「圧制政体」)、「君民の共治する政体」(「立憲政体」)、「国人の共和する政体」(「合衆政体」)の三つを挙げて(他に「君主の擅断する政体」と「貴族の主張する政体」についても説明するが、これらは現存しないという)、朝鮮・中国・日本などのアジア諸国の政体は「君主の命令する政体」であるとする(143-147)²。兪によれば、「欧美両洲の諸国が亜洲の諸国に比べて百倍富強な事由」は、「亜洲の黄色人」が「欧美洲の白色人」に較べて「天稟」が劣るからではなく、「政府の制度と規模(「規模」は制度とほぼ同義)に異なりが有る」からで(148)、「各国の政体を相較べれば、君民の共治するものが最善な規模」だという(151)。

² 『西遊見聞』からの引用文には、原文の頁数のみを記す。また、引用文中の括弧は月脚によるものである。

ところで、『西遊見聞』の政治論の中心である第5編(「政府の始初」「政府の種類」「政府の治制」の3項目からなる)と第6編「政府の職分」は、その大部分が福沢諭吉の『西洋事情』からの翻訳ないし翻案であるが、「政府の種類」のみは、『西洋事情』外編卷之二に同名の項目があるにもかかわらず、そこからの翻訳はない。『西洋事情』の「政府の種類」は、冒頭で「政府の種類は、第一立君、第二貴族合議、第三共和政治と、三様に其政体を異にすれども、事実には明に其区別を立て其体裁を説き難し」というように、政体の優劣を論じるものではなく、またイギリスの議会政治や、福沢自身は否定的ながら歴史上の革命とそれによって成立した共和制について比較的多くの紙面を割いており、兪にはそのまま翻訳・引用できるものでなかったと思われる。

では、兪吉濬は「君民の共治する政体」がいかなる意味で優れていると捉えたのか。まず注目されるのが、

夫れ君民の共治する政体は、其の制度が公平で些少も私情が無く、民の好むものを好み悪むものを悪み、国中の政令と法律を輿衆の公論で行う(中略)政府の一たび定めた制度は、人君と百姓(民)が同じく守り、敢えて是れを犯すことが無く、良法と美政を新たに定めれば亦君民が共に遵う故に、暴君と奸臣が遭遇しても、其の虐政と苛法を恣行することができない。そうして人民は各々其の業に安んじ、事を勉めて一家の榮華を當求するのみならず、国人が各々其の重きと自任して、進取する気像と独立する精神をもって政府と心を同じくし、力を協せて其の国の富強する機会を図謀し、文明の規模を講究する(148-149)

というように、政治における「私」を否定して「公」を実現することによって、民が国を担う自覚、つまり「国民意識」を持ち、民心が政府に結集するとされていることである。特に、政治における「公」を保障するものとして「公論」が挙げられていることに注目されたい。これに対して「君主の命令する政体」は、

君主の命令する政体に貴族の主掌を兼ねたものは(中略)政府の官吏は公心を包含している者が多くなく、又人民は愛国する精誠が不足している故に、一己の私慾によって全国の紀綱を顧ず、貧富と貴賤の等級が懸殊するので、勢力のある者は法を犯しても罰が無く、残弱者は罪が無くても其の手足を措くことができない。此れによって国家の章典が一定ではなく、明君と良臣が国政を行い公道を務めても、その徳化と恩沢が其の君臣の生世した一時に止まり、微規と美政が其の人の帰(死)と同じく滅び、もし暴君と奸臣が国権を執れば、悖乱した政令と残酷な法律で其の私意を放縱し、為さぬものがない。然る故に太平な時に当たっても、人民の気性は活発さが無く、政府を楚越のように視て、憂国する誠意が自ずと乏しいのみならず、国家の危急な事務^{みた}が有っても知らず、其の経営するところは一身の情慾を足すことを為すのみである(149-150)

というように、政治が「公」でないため人民は「私慾」＝「一身の情慾」によって行動し、国を担う自覚を持たない、つまり「国民」が形成されないのである。

ところで、上に引用した「君主の命令する政体」に関する説明は、厳密にいうと「君主の命令する政体」ではなく、その冒頭にあるように「君主の命令する政体に貴族の主掌³を兼ねた」政体を論じたもの

³ 「主掌」と「主張」は同音で、両者に特に意味の違いはないと思われる。

である。実は、以下にみるように、兪には「君主の命令する政体」と区別されて論じられる「君主の命令する政体に貴族の主宰を兼ねた」政体こそが、批判の対象として重要であった。

兪は、「政府の種類」の別の箇所、「君主の命令する政体」は「国中の法律と政令を君主一人の独断に由るけれども、臣下の公論に従うものを云う」と述べ、「君主の権勢」は「臣下の公論」によって「限定」されているようにみえるとしている。しかし、兪によれば、その「限定」は法によって行われるものでなく、「風俗の久しさによって自然に成立したもの」である(143)。一方、現存しない「貴族の主張する政体」は、「国中に一定の君主が無く、其の政事と法令が貴族の合議する権勢に在るもの」で、「一国の人民を奴隷にし、土地を私有して生民の塗炭が各政体中で最も甚だしい」ものであったが、その名残は「君主の命令する政体に合わさったもの」(144)として現存するという。兪が忌んだのは、君主の専制よりも貴族の専横だったといえよう。

このように兪が「君主の命令する政体」のみならず「貴族の主張する政体」および両者を合わせた政体について縷々説明するのは、同時代の朝鮮の政体が単なる「君主の命令する政体」ではなく、それと「貴族の主張(掌)する政体」が合わさった政体であるとみなしたからである。つまり、朝鮮の君主政が「公」でないのは、君主政自体に問題があるのではなく、君主の行為は制約されるはずなのに、それが法によって制度化されていないため、「貴族」が国政に濫りに介入するからだというわけである。ここでいう「貴族」は、現実的には君主の戚族や政権を独占する門閥を指すと理解できる。

その一方で、兪吉濬において君主政の正当性は疑念を挟む余地はなく、第5編「政府の始初」の末尾で、

大概国家の規模が千万年を経過しても不変であるべきものが有り、又時勢に随って変改するべきものも有る。其の不変であるべきものは、人君が人民の上に立って政府を設置する制度と、又其の泰平を図成する大権であり、人民は人君の為に忠誠を尽くし、又其の政府の命令に服従する事であるが、此れは人生の大紀である。(141)

というように、君主と人民の分はア・プリオリなものである⁴。つまり、君主政は公明正大であるべきであるが、「貴族」によって「私」になるため、「公論」に替わる制度によって君主政の「公」を維持しなければならないということになる。

さて、立憲君主制を「文明」の根幹とみなす兪吉濬であるが、しかし「政府の種類」の末尾で、

人民の知識が不足した国は卒然と其の人民に国政参渉する権を許す可きではない。(中略)国の政体は常に其の人民の学識階梯に随って其の制度の等級に成る故に、政体の種類が如何なるものであれ、其の実は皆人民の自ら取ったものである。(152)

と述べ、議会による人民の政治参加を批判している。そのためであろう、「政府の種類」前半の「君民の

⁴ なお、「政府の始初」には福沢諭吉『西洋事情』外編卷之一「政府の本を論ず」からの翻訳が多く含まれているが、ここで引用した文章は『西洋事情』に対応しない。

共治する政体」を総論的に説明した文章では、以下のように議会に関する言及がない。

此の政体は、其の国中の法律及び政事一切大権を君主一人の独断することが無く、議政諸大臣が必ず先ず酌定して君主の命令で施行するものを指すのであるが、大概議政諸大臣は人民が推挙して政府の職員になる故に、大臣は其の推主たる人民に代わって其の事務を行うものであり、且つ人君の権勢も限定された境界が有って、法の外には一步も出ることができず、君主から庶人まで至公な道に随って小事と雖も私情に任せ行わず、又司法諸大臣と行政諸大臣は各々其の職事を君主の命令によって奉じ、政事と法律ごとに議政諸大臣の酌定したものを施行するものである。是れ故に、此の政体が実状は議政・行政及び司法の三大綱に分かれるが、君主は三大綱の元首である(144-145)。

ここでは「人民が推挙」する者は議員ではなく「議政諸大臣」になっており、立法・行政・司法は「議政諸大臣」が決定して君主が命令することになっている。君主は三権の上に立つ「元首」であり、統治の大権を有するが、君主の行為は「議政諸大臣」によって制約されるのである。つまり、「公論」に替わる制度は、「人民が推挙」した大臣・官僚による君主の行為の制約なのであり、それによって君主政が「公」になるというわけである。

このように兪吉濬の政体論において君主は統治上の大権をもつことは自明であり、その意味で強い君主権を標榜するものである。しかしそれは君主の行為を制限しなければ、「公」にならないものだった。一方で、兪は民を国政に参与させることで「国民」にしようとはせず、君主政を制度的に「公」にすれば民が国家を担う自覚を持つようになり、それによって民権が生じ、国権も伸張するというのである。兪の国民国家創設論は、以上のような構造をもつのであった⁵。

II. 甲午改革⁶における君主権

1894年7月23日(陰6月21日)、日本軍が景福宮を占領した。周知のとおり、これによって閔氏政権が倒されて大院君政権が成立し、国王・王妃は政治から排除され、続く27日に軍国機務処が設立された。この軍国機務処について、田保橋潔は、日本公使館書記官の杉村濬の「単独の立案によるものにあらずして、岡本柳之介・兪吉濬らと協議の上、立案したものであることは疑ふ余地がない」と推測しているが⁷、以下にみるように、兪吉濬が関与したという推測は正しいと思われる。

「軍国機務処章程」によれば、軍国機務処は会議員が会議して改革案(議案)を議決し、その後

⁵ このような構造の上で、兪は「国民」形成のための教化を重要視する。詳細は拙著『朝鮮開化思想とナショナリズム』東京大学出版会、2009年の第1部第2章を参照。

⁶ 甲午改革の君主権については、拙稿「甲午改革の近代国家構想」『朝鮮史研究会論文集』33、1995年で論じたところであるが、その後、王賢鍾『韓国近代国家の形成と甲午改革』歴史批評社、2003年の第6章が詳しく論じている。本稿は王氏の研究に触発されたものであるが、個々の議論においては王氏と見解を異にする部分がある。

⁷ 田保橋潔「近代朝鮮に於ける政治的改革」(朝鮮総督府朝鮮史編修会編『近代朝鮮史研究』1944年)、44頁。

「稟旨挙行」、つまり国王の裁可を受けて公布することになっている⁸。軍国機務処総裁は総理大臣が兼ね（「議政府官制」⁹第1項）、軍国機務処の会議員は実際において大臣・閣僚、各衙門の協辦・参議などを兼ねており、議政府・各衙門と軍国機務処は一体であった。これは8月18日（陰7月18日）の軍国機務処議案で「各衙門大臣及び将臣・警務使は軍国機務処会議員を兼ねること」となり、法的に追認された¹⁰。軍国機務処の会議員は、先にみた『西遊見聞』第5編「政府の種類」の「議政諸大臣」とほぼ同じ権限をもっており、軍国機務処は兪が構想した制度の具現としてみる事ができる。

7月30日に「議政府官制」と「宮内府官制」が制定されたが、この二つが区別して制定されたことは、実質的に宮中と府中が分離されたことを意味する。さらに8月12日（陰7月12日）には軍国機務処議案「命令頒布式」が公布された。この「命令頒布式」は、日本の明治19年（1885）勅令第1号「公文式」をもとにしており、第2条は「国内の一応の（全ての）法律勅令は皆上諭を以て頒布する」と謳っている。また、第3条は「法律勅令は総理大臣が起草し、又或いは各衙門大臣が案を具えて議政府に提出し、総理大臣より上裁を奏請する」と、第4条は「法律及び政治の勅令に関わる所は、御押を経た後に御璽を鈐し、総理大臣が其の年月日を記して主務大臣と其の下に連署する（下略）」となっている。つまり、軍国機務処に加えて、国务大臣も国王親裁のもとで立法を担当する形となったのである¹¹。これも兪吉濬が構想した「議政諸大臣」の制度と通ずるものである。ただし、第一次金弘集内閣の時期には法律・勅令は公布されておらず、「命令頒布式」は結果的には意味をなさない法令だった。

もっとも、こうして制度上実現したものは、日本で1880年代までに行われたものだが、しかしそれは立憲君主制に着目した朝鮮人官僚の改革案でもあったのである。この点について、兪吉濬が10月に報聘使義和君の随員として日本を訪問した際に、陸奥宗光外務大臣に「我国の君権はもともと定域が有って大権は皆政府に在」ったが、「近日[のような有様]に至ったのは皆権臣弄権の所為であって、王室の濫用ではない」¹²と述べていることが注目される。兪のこの言は、『西遊見聞』第5編「政府の種類」で、朝鮮の君主権が「貴族」の弊害によって「私」になったと述べているのと同じである。兪にとって、甲午改革における政治制度改革は、朝鮮の「伝統」に符合すると説明しうるものであった。

一方、9月3日（陰8月4日）の軍国機務処議案は、「大君主陛下」が「躬ら百官を率いて日々外殿に御し、万機を親裁した後に、王政が挙がり（よく行われ）、朝著（朝廷）が清らかになる」との趣旨から、会議日に総理大臣が会議員幾人かを引率して便殿に進み、当日の「所義案件を陳奏する」¹³こととし、国王の「万機親裁」の形式をさらに整えた。

さて、周知のとおり、軍国機務処は大院君との対立、高宗・王妃閔氏の介入などによって機能しなく

⁸ 「軍国機務処章程」第1条および第2条（『議案・勅令（上）』ソウル大学校図書館、1991年、66頁）。なお、この章程は公布されなかったが（柳永益『甲午更張研究』一潮閣、1990年、137頁）、これは「議政府官制」によって軍国機務処が議政府の直属になったからである。

⁹ 『旧韓国官報』甲午6月28日。

¹⁰ なお、10月9日の議案で、「万国通例」に倣って軍国機務処を「議会」として議政府と対等な独立した機関とすることとなったが、間もなく取り消された。その理由は不明である。柳永益前掲書、138-139頁。

¹¹ 『旧韓国官報』開国503年7月12日。なお、「公文式」は明治22年（1889）勅令第139号で第3条が改正されており、ここで引用した「命令頒布式」第4条は「公文式」第3条に該当するが、その条文は明治22年に改正されたものである。

¹² 兪吉濬全書編纂委員会編『兪吉濬全書』4、一潮閣、1971年、374頁。

¹³ 『旧韓国官報』開国503年8月4日。

なり、10月に駐朝鮮日本公使として赴任した井上馨は、大院君を下野させるとともに、高宗・王妃閔氏を掣肘した上で高宗の親政を復活させた¹⁴。本稿の「はじめに」でみた井上の高宗への謁見は、その過程で行われたものである。その後、井上の在任中に行われた改革のうち、君主権に関わるものは、おおよそ以下のとおりである。

まず、1895年1月7日(陰暦甲午12月12日)に高宗は王世子と百官を率いて宗廟(翌日に社稷)に親拝し、いわゆる「洪範十四条」を誓告した。ちなみに、田保橋潔によれば、国王が政治の改革を宗廟・社稷に誓告する例は朝鮮にないことであったが、これは井上が1889年2月11日の明治憲法発布の際に天皇が賢所・皇靈殿に告文を奏した例に倣って高宗に勧告したもので、第二次金弘集内閣が成立した12月17日(陰11月20日)の勅令で12月22日に行うと公布したが、高宗の病気のため延期されていたものである¹⁵。「洪範十四条」のうち、筆頭項目は「清国に附依する念慮を割断し、自主独立する基礎を確建すること」であるが、その後の3項目は以下のとおりである。

- 一 王室典範を制定し、以て大位継承と宗戚の分義を昭かにすること。(①)
- 一 大君主が正殿に御して事を見るが、国政を親しく各大臣に詢って裁決し、后嬪・宗戚が干預することを容れないこと。(②)
- 一 王室事務と国政事務を須らく分離し、互いに混合しないこと。(③)¹⁶

③で「宮中・府中の分離」を確認し、②では先にみた9月3日の軍国機務処議案を継承して君主親裁の形式を整えるとともに、国政は大臣に諮詢し、王妃・宗親(大院君)・戚族に関与させないという内容になっている。また、①の「王室典範」は王位継承問題や王室財政問題などが政治対立に結びつくことを防ぐため極めて重要であるが、この時期、日本の「皇室典範」を模倣した「王室典範」が作成されたものの、公布はされなかったようである¹⁷。

宗廟誓告に先立ち、第二次金弘集内閣成立翌日の12月28日から、勅令が公布されるようになった。その第1号が「公文式」¹⁸である。これは、先にみた8月12日の軍国機務処議案「命令頒布式」に代わるもので、やはり日本の「公文式」をもとにしたものである。第3条で「法律及び一般行政に係る勅令」に総理大臣が主任大臣とともに副署することとなっており、実際この勅令にも大臣の副署がある。なお、日本の「公文式」は憲法制定前のものであるため、第1条には「法律勅令ハ上諭ヲ以テ之ヲ公布ス」の後に「法律ノ元老院ノ議ヲ経ルヲ要スルモノハ旧ニ依ル」という文言が入っており、第2条は「法律勅令は内閣ニ於テ起草シ又ハ各省大臣案ヲ具ヘテ内閣ニ提出シ総テ内閣総理大臣ヨリ上奏裁可ヲ請フ」¹⁹となっている。一方、朝鮮の「公文式」では第1条に元老院に関する文言がなく、第2条は「法律勅令は議

¹⁴ 田保橋潔前掲論文、112-121頁。

¹⁵ 同上論文、130頁。

¹⁶ 『旧韓国官報』開国503年12月12日。

¹⁷ 徐榮姫「1894～1904年の政治体制変動と宮内府」『韓国史論』23、ソウル大学校、1990年、352頁の註123、参照。

¹⁸ 『旧韓国官報』開国503年11月21日。

¹⁹ 「公文式」からの引用は、アジア歴史資料センター【レファレンスコード】A03020000500「御署名原本・明治十九年・勅令第一号・公文式」(国立公文書館)による。

政府で起草し、又或いは各衙門大臣が案を具えて議政府に提出し、政府会議の擬定を経た後に、総理大臣より上奏して聖裁を請う。但し、法律勅令の緊急を要さないものは、総理大臣より中樞院に諮詢すべし」となっている。朝鮮には国会がないため第2条で日本の「公文式」にない「政府会議の擬定を経た後に」²⁰が必要になったと思われる。また、「中樞院」はもともと甲午改革によって「実職」を失った官僚を「顧問」として收容する機関であったが、12月18日の勅令6号で軍国機務処が廃止されたのを機に改めて設置されたもので、日本で憲法制定前に存在した元老院に替わるものとして位置づけられている。もっとも、中樞院は内閣の諮問機関で、元老院に較べて権限は弱い、その元老院の権限も「権力分立論における立法権よりもずっと限定された内容をもつにすぎなかった」²¹という。いずれにせよ、ここで軍国機務処に代わって「政府会議」（「内閣会議」）が立法を専ら担当することになったのである。

宗廟誓告を経た1895年1月11日（陰12月16日）の勅令で、「今より国政事務は朕が親しく各大臣に諮って裁決し、議政府を宮内に移設して内閣と改称することになり、これによって国王の親裁体制が改めて始まった」²²。4月19日（陰3月25日）に公布された「内閣官制」²³は、王賢鍾氏が指摘しているとおり、日本の明治22年勅令第135号「内閣官制」を第2条と第8条を除いて引き写したものであるが、重要なのは日本の「内閣官制」にない第2条の「國務大臣は大君主陛下を輔弼し、邦国を經理する責に任ずる」である²⁴。これは「大日本帝国憲法」の第4章「國務大臣及枢密院顧問」第55条の前半「國務大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス」に該当するが、先の「公文式」と併せると、立法・行政は「邦国を經理する」國務大臣が責任を負うことになったのである。

以上のように、井上馨の介入のもと、第二次金弘集内閣の時期に、日本の内閣制度に手を加えたものが導入され、国王親裁の形式のもとで実質的には内閣が國務を掌握し責任を負う体制が制度的に確立された。この内閣制度も、兪吉濬が構想した「議政諸大臣」による君主の行為の制約と同じ脈略にあるものである。

一方、君主の権力行使を制約する制度の導入と並行して、君主の權威の強化が進められた。まず、宗廟・社稷での誓告を終えた1月8日に、勅令第14号として「倫音」を布告し、「朕の邦は旧いと雖も厥の命を維新する」ので、「惟れ爾庶民は乃の心を一にして惟だ国を是れ愛し、爾の気を同じくして惟だ君に忠」を尽くし、「我の独立自主する基を鞏固にせよ」²⁵と、独立自主国の民としての忠君愛国の心の涵養を求めた。続いて1月12日には、王室尊称を改めて「主上殿下」を「大君主陛下」に、「王妃殿下」を「王后陛下」に、「王世子邸下」を「王太子殿下」に格上げし²⁶、独立自主国の君主に相応しい權威を

²⁰ この「政府会議」は、その後、議政府が内閣に改編されたことにともない、5月31日（陰5月8日）の「公文式」改正により、「内閣会議」となる。

²¹ 大石眞『日本憲法史〔第2版〕』有斐閣、2005年、57-58頁。

²² 『旧韓国官報』開国503年12月16日。なお、この勅令で内閣の場所は修政殿と定められたが、王賢鍾氏は、外部大臣だった金允植の『統陰晴史』乙未5月19日の記載を根拠の一つとして、修政殿は陰暦5月29日（6月11日）まで修理のため使用できなかったとし、これは改革から高宗を排除するためだったと推測している（王賢鍾前掲書、242頁の註90）。しかし、『統陰晴史』甲午12月16日には「赴政府会、諸大臣詣修政殿奏事、上親臨裁可」とあり、当初は修政殿で内閣会議が行われ、そこに高宗も親臨している。

²³ 『高宗実録』32年3月25日。

²⁴ 王賢鍾前掲書、230頁。

²⁵ 『旧韓国官報』開国503年12月13日。

²⁶ 『旧韓国官報』開国503年12月17日。

創出していく²⁷。

ところが、1895年4月の三国干渉を経て、政治への参与を制約されていた高宗および王后閔氏が反撃に転じた。5月21日(陰4月27日)に総理大臣金弘集が辞職上疏をして内部大臣朴泳孝が総理大臣署理を兼任、5月31日(陰暦5月8日)には朴定陽が総理大臣に任命、7月7日(陰閏5月15日)には内部大臣朴泳孝が失脚して日本に再亡命、8月24日(陰7月5日)には金弘集が再び総理大臣に任命されるがロシア・アメリカなどと近い貞洞派が勢力を増し、10月4日(陰8月16日)には兪吉濬が内部協辦を解かれて義州府觀察使に任命されるなど、政治変動が続いた。一方、井上馨も高宗・王后閔氏を懐柔しようとするものの、手詰まりになって公使を辞任し、その後、新任公使の三浦梧楼のもとで10月8日に王后閔氏が殺害され、大院君が再び摂政となって第四次金弘集内閣が成立したが、1896年2月11日の「俄館播遷」で甲午改革が挫折するのは周知のとおりである。

Ⅲ. 独立協会の議会開設運動と大韓帝国の君主権

1896年2月11日にロシア公使館に「播遷」した高宗は、9月24日の詔勅で、

向日乱逆之輩、操弄国権、変更朝政、至有議政府之改称内閣、率多矯制、典憲以之隳壞、中外以之騷然、百官万民之憂憤痛賊、今三年于茲、国家汚隆、關係亦大(下略)

と、内閣制度は「乱逆の輩」による国権の「操弄」であると述べた上で、同日、「大君主陛下におかれて万機を統領なされ、議政府を設置なさる」という勅令第1号「議政府官制」を公布した²⁸。議政府の「職員」は、議政、参政(始めは内部大臣が兼任した)、7部の大臣、賛政5人(7部の大臣も賛政を兼任する)と参贊1人で構成される。条文における「内閣官制」からの最も大きな変化は、第2条の国务大臣の輔弼規定がなくなったことである。議政府「職員」は、その職名からして、国务に責任を負う存在ではなく、大君主の「万機統領」を賛襄するものであるといえる。また、議政府会議について、「大君主陛下が便に従い会席に親臨なされ、或いは王太子殿下に命じて代臨させられる」とし、会議で議定する事項12個の中には、「大君主陛下におかれて特に命じて下付される事項」および「大君主陛下の裁可を経た法律と章程を頒布する事項」が含まれていた。また、会議では議案について「討論」した後に賛政がその可否を「標題」に記すことになっているが、「会議で決定した議案を大君主陛下におかれて裁可なされる聖旨が有らせられれば、可とした標題の多少に拘らず裁可なされる君権が有らせられる」というように、議政府会議での賛成者が少数の議案でも、大君主が裁可することができるようになっていた²⁹。ま

²⁷ 君主権威の強化は、その後の政治変動にかかわらず、甲午改革の期間を通じて継続された。前掲拙著『朝鮮開化思想とナショナリズム』第2部第4章、参照。

²⁸ 『旧韓国官報』建陽元年9月26日。「俄館播遷」から大韓帝国期の議政府の構成と運営については、呉蓮淑「大韓帝国期議政府の運営と位相」『歴史と現実』19、1996年に詳しい。

²⁹ なお、「議政府官制」では、裁可された「法律と規則等」に「御押御璽」の後に議政のみが副署することになっているが、このことが皇帝専制体制において有する意味について現在のところ筆者はわからないため、今後の課

た、1898年6月18日勅令第18号による議政府官制の改正で、議政府の「職員」に宮内大臣が加わることになる³⁰。

1896年7月に結成された独立協会は、このように甲午改革によって制度化された君主の行為の制限と宮中・府中の分離が解消していく時期に結成され、活動した。その活動内容は、結成当初においては王室の支持を得つつ独立門と独立公園の建設を推進するもので、1897年8月からは討論会などによる啓蒙活動を行うようになるが、1898年初頭までは反政府運動は行っていない。独立協会が政治運動を始めるのは、反ロシア運動を開始する1898年2月からである。

独立協会は2月21日に、政府のロシア人財政顧問・軍事顧問の雇用に反対する上疏を提出した。『独立新聞』2月24日は、これをハングルに訳して掲載した後、次のように述べている。

国ごとに公論を以て百事を行うが、大韓は公論を行う人がいない故に、政府で世の公論がどうであるかわかるはずもなく、また公論というものは公平無私であってこそ公論なのに、ただ舎郎にでも集まった一人二人が言うことは公論ではない。それ故に、国ごとに人民が集まる場所があって、大勢の人が規則を守って整齊と万事を討論し、左右の話をみな聞いた後に決めた議論が公論である。このような公論を行う人民がいるようであれば、政府で仕事をするのも容易で、また、している仕事をしくじるはずがないのである。大韓の官人には国事を誤ろうとわざとずる人はいないようだが、しくじることがたくさんあるのは、公論を知らずただ一人二人の話だけ聞いて〔仕事を〕する故に、失敗してしまうことが多く、また規則なしに議論をすれば、公平無私な話を聞くことができない故に、国ごとに色々な会があって、会で規則を守って議論して決めたことは、だいたい公平無私になるしかなく、大勢の人が議論して決めたことは、一人や二人の所見で決めたことより、失敗する恐れがないはずである。初めて大韓に独立協会が生まれ、そこで会員が血心から誓い、みな為国為民しようとする目的で議論をして人民の知識を広め、また公論を作るのだから、このようなめでたいことは、大韓の歴史にも漢・唐の歴史にもないことである。この人々の血心で行った上疏は、まさに国民の間に良い事業になる張本である。

このように、政治を少数で決めることを批判して、「公論」によって決めるべきことを訴えるのであるが、独立協会は自らこそがその「公論」の担い手であるとの自負のもとに、上疏を行ったというのである。

その後、3月に街頭集会の万民共同会で反ロシア運動を行った独立協会は、同年7月以後、議会開設運動を本格化させていくが、それに先立つ4月3日に、「議院を設立するのが政治上に最も緊要である」という主題の討論会を開催し、『独立新聞』4月30日に次のような論説を掲げている。

神様が(中略)人に頭を与え、頭の職務は色々な考えと意思を出させ[ることで]、口を与えて内にある考えを音声で他人に伝えさせ、手足を与えて頭から出る考えを施行させる。(中略)それ故、政府を作る時、これに倣って世界開化各国が政府を組織したが、色々なことを考えて意思と経営と方策を考え出す官員がおり、その考えを施行して世の中に表す官員がいる。考えて方策を出す役所を外国では議院院といい、議院院で決

題としたい。

³⁰ 『旧韓国官報』光武2年6月19日号外。

めた方策と意思を施行する役所を内閣という。(中略)それ故、大韓も次第に一定の規模を政府で立て、この混雑して規策のないことをなくそうとすれば、必ず議院が別箇にあって、国中で学問のあり知恵のあり良い考えのある人を選んで、その人に行政する権利は与えず、議論して決める権利のみ与え、良い考えと良い議論を毎日公平に討論させ、利害損益を公平無私に討論させて決め、大皇帝陛下にこの人々が討論して決めた意を稟請して裁可を問うた後は、その事を内閣に移し、内閣で(議院が)決めた意志をもって規則通りに施行だけするようであれば、二つの事が全うされて内閣に紛雑なことがないであろう。また、このように仕事をすれば、ただ仕事だけ良くなるのみならず、大皇帝陛下に非常に便利な経界が多くあることが、大皇帝陛下におかれて、その時は公平になった左右の議論を皆ご諒察なされるだろうから、裁可なされる時に聖意が事に当たってより明白になられるであろうし、事をお決めになるのにご苦労が少ないであろうし、私談と偽りは全く皇上[の耳]に入らないだろうから、天聡が眩乱されることもないだろう(中略)まず大皇帝陛下と内閣大臣と全国人民にみな便利で、職務するのに眩乱することがないであろうし、君臣上下が次第により親密になり、一家のように一定の規模をもって過ごすであろうし、国がこのように互いに合致して君臣上下が職分を便利にし、事が公平無私に決められるのを外国人がみれば、その時は敢えて大韓を凌蔑したり、侵犯しようとしたり、失礼なことをできないであろうから、国にそのような慶事が[またと]ない。第一に皇室が万年基礎に堅固に処するであろうし、内閣が心を合わせて行政をするであろうし、人民に冤痛なことがないであろうから、政府官人と全国人民が本当に大皇帝陛下に忠心があり、大韓二字を愛するので、国がこのように整うようにしてみられよ。(／は原文で改行を意味する、以下同様)

冒頭で国家有機体説を唱えているのも興味深いが、この論説のキーワードは「公」と「私」である。つまり、議会開設によって皇帝の親裁が公平無私になることで、「君臣上下」が親密になって人民が忠君愛国の心を持つようになり、さらに「他人の国」³¹から「蔑まれる」ことがなくなると述べられているのである。独立協会の議会論は「私」を排して皇帝政の「公」を維持する制度の創出を目的としたものであり、その上で忠君愛国精神をもつ「国民」を育成し、「他人の国」と同等になるという「文明化」につながるものであった。

しかし、上の引用文でも議員を「学問のあり知恵のあり良い考えのある人」に限定しているように、独立協会は民選議院の開設には極めて否定的であった。『独立新聞』の民衆観を論ずる際にしばしば引用される7月27日論説「下議院は急ではない」は、

(上略) 我国の人民は数百年教育がなく、国のことがどうなっても自分に直ちに困ったことがなければ漠然と関わりなく、政府が誰かの手に入ろうと、朝に飯を食い夕べに粥を啜ってさえいられれば、どこかの国の属国になっても心配せず、自由とか民権とかということは言葉も知らず、或いは言葉くらい聞いたことのある人は、勝手にすることが自由だと思い、他人を害して自分を利することが権利だと思っているので、民に忽然と民権を与えて下議院を施設することは、反って危うさを速めることである。

³¹ 『独立新聞』には「他人の国」という言葉が頻出するが、これは韓国と条約を結んだ日本や西洋の国をいう。

と、民に国政参与を認めるべきでないという。続けて、

日本人は西洋開化を模本する前にも、我々より百倍も文明〔的〕な人であり、西洋の政治と風俗を学び始めた後に、昼夜に努力して30年間に世界が驚くほど進歩したが、明治元年に上下議院を排設せず、やっと明治23年に初めて国会を始め、また上下議院を実施する前に、むしろ不十分なことがあるのではないかと〔心配し〕、極めて聡明な委員を欧米各国に派送し、上下議院の制度と章程と事情を詳しく観察して採用したが、日本としてもこのように慎んで下議院を排設したのに、我々は外国人と通商・交際した後、数年間に学んだことが紙巻煙草を吸うこと一つしかないの、何の廉恥を以って下議院を夢見ることができようか。このような妄言は吐かず、ただ独立協会がこの度趙秉式氏のこと(辞職勧告)をしたように、我々の分内にある権利でも守り、／皇上陛下のお陰で、政府が担った職分をするようになれば、内には学校を到る所に施設して若い人々を教育し、外には学徒を欧米各国に派送して有益な学問を学ばせ、人民に知識が速やかに開き、4・50年進歩した後にも、下議院を考えるのが穏当だろう。

と述べ、民選議院の時期尚早を訴えるのである。独立協会が構想した議会は、中樞院を議会として再編し、その議員の半数は官選、残り半数は独立協会選出とするものだった³²。

さて、以上にみた独立協会の議会論は会長の尹致昊に筆になるものだと考えられるが、それが本稿の第1章でみた兪吉濬の立憲君主制論と極めてよく似ていることに気付くであろう。両者ともに、君主政は「公論」で制約されることによって「公」でなくてはならず、内閣制度や議会はその「制度化」との関連で意義付けられているのである。

一方、『独立新聞』創刊辞の末尾に「論説を終える前に、我々は／大君主陛下に頌徳し、万歳をお唱え致します」とあるように、独立協会は人々に忠君愛国の精神の涵養を訴えた。特に、1898年の政治運動では、政府に対して強烈な批判を浴びせるものの、上疏奉呈の際には「皇帝陛下万歳」三唱を行うなど、皇帝には最大の敬意を払いながら君主の権威は強化しようとした³³。また、官民共同会で決議した「献議六条」の第1条は「外国人に依附せず、官民が同心合力して専制皇権を鞏固にすること」とあるが、ここの「専制皇権」は英訳では‘Imperial prerogative’、すなわち「皇帝大権」であり、やはり兪吉濬と同様に、君主が大権を有することを当然視していた³⁴。

しかし、1899年初頭に独立協会を解散させて「民会」を禁じた高宗は、もはや自らに対抗する勢力がない状況で、1899年8月に「大韓帝国制」を制定し、その第2条で「大韓帝国の政治は、前は則ち五百年伝来なされ、後は則ち互万世不変であらせられる専制政治である」と謳い、第3条では「大韓帝国大皇帝におかれては無限の君権を享有なされるが、公法に謂う所の自立政体である」とした。兪吉濬が朝鮮の君主の権勢はもともと制限されており、近代(日本)的な内閣制度を朝鮮の「伝統」から説明しようとしていたのは前章でみたとおりであるが、「大韓帝国制」は君主権が全く制限されない「専制政治」が朝鮮の「伝統」であるとしているのである。

³² 鄭喬『大韓季年史』上(国史編纂委員会、1957年)、262頁。

³³ 前掲拙著、第5章、参照。

³⁴ 同上、195-196頁。

なお、第5条以下の大皇帝の大権規定について、「大日本帝国憲法」第1章「天皇」にそれぞれ対応する条文があることは、つとに田鳳徳氏が指摘しているところであり³⁵、「大韓国国制」が「大日本帝国憲法」第1章を参照して制定されていることは間違いない。ただ、「大韓国国制」第3条は「大日本帝国憲法」第3条「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」を参照したものと思われるが、「大日本帝国憲法」第3条は「もともと各国の君主制憲法に共通する君主無答責の原則を定めたもの」³⁶であり、両者の意味するところは全く違うこと、また「大日本憲法」第4条は「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総覽シ」となっているが、その後「此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」と続き、天皇の行為が憲法によって制限されていることは強調しておいてよい。

IV. 保護国期における立憲君主制論

大韓帝国が皇帝専制体制を固めるなか、立憲君主制に関する議論は行われる余地がなくなった。朝鮮で立憲政体に関する議論が公然と行われるのは、大韓帝国が保護国化されつつある日露戦争の時期である。保護国化に対し、実力養成によって国権の回復を図ろうとする愛国啓蒙運動は、1906年3月末の大韓自強会の結成によって始まるが、その前身が1905年5月に李儁・尹孝定らによって結成された憲政研究会³⁷だったことは、愛国啓蒙運動の時期に至っても、国権の拡張＝文明化が立憲政体という政治の問題と強く結びついて認識されていたことを端的に物語っている。

『皇城新聞』1905年5月16日に掲載された憲政研究会の「趣旨書」によれば、「立憲」とは「天下の大勢」であり「文明の実」であるという。なぜかといえば、「立憲の政を挙げれば国が興らないことがなく、専制の治を行えば国が衰えないことがないのは、日英清露と東西の事を観れば証^{あきら}」かであるというように、日本・イギリスが興ったのは立憲のためで、清・露が衰えたのは専制のためだとする。しかし、「現今の世」では「環球列強を統計すれば、立憲の国が已に十の八九を過ぎ、清露の如き専制の邦に至っても憲法を主唱する者が亦半数を邁^すぎるといふように、その清・露でさえも立憲に向かっているのだから、韓国もそうした「天下の大勢」に遅れないように立憲制を導入し、「文明の実」を挙げなければならないというのが憲政研究会の趣旨である。

『皇城新聞』には1905年7月15日から10回にわたって、憲政研究会が作成した「憲政要義」が連載されているが、そこでは、「国家は国民万姓の共同体であるので、君主一人の私有物ではない」（7月15日）と述べるとともに、「君主は一国の最尊位に居して最大権を執るが、其の位は無上であり、其の権は無限であるが、然し国民が無ければ其の位・其の権が何処より生じようか」（7月22日）と述べて、君主権は至尊なものであるが、それは「国民」に基盤を置くことによって全うされるとする。また、先にみた趣旨書によれば、憲政研究会の綱領は「帝室の権威を欽定憲法に掲げて尊榮を期図すること」、「内閣の

³⁵ 田鳳徳「大韓国国制の制定と基本思想」『韓国近代法思想史』博英社、1981年。

³⁶ 大石眞前掲書、293頁。

³⁷ 憲政研究会については、崔起栄「憲政研究会の設立と立憲君主制論の展開」『韓国近代啓蒙運動研究』一潮閣、1997年、参照。

職権を官制章程に載せて責成を期図すること」、「国民の義権を法律範囲に得て自由を期図すること」の三つである。第一の欽定憲法によって君主の権威を示すことと、第二の内閣に政治の責任を負わせることは、甲午改革の内閣制度の導入から連続しているといえる。第三の国民の権利・義務（「義権」）を法律の範囲で定めるといえるのは、「大日本帝国憲法」（第2章「臣民権利義務」）から得たものであろう。

憲政研究会は、1905年11月の第二次日韓協約（保護条約）の後に解散するが、立憲政体を「文明」の根幹として位置づける発想は、その後身団体として設立された大韓自強会、さらにその後身団体である大韓協会に受け継がれることになる。尹孝定は『大韓自強会月報』第5号（1907年1月）で、「蓋し憲政は其の根源を自治精神に取るものであるので、憲政の採用は世界の大勢であり、文明の精神であり、自然の帰着であり、真理の趨向である。真理と自然と文明と大勢に順流する者は繁榮興隆し、逆行する者は衰退滅亡する」（21頁）と、「憲政研究会趣旨書」と同様に立憲政体を「世界の大勢」「文明」と結びつけるとともに、さらに「自然」「真理」とも結びつけている。そうして同じ論説で、

専制政体という意義は、立憲に対して区別を表示するものであるが、立憲政治の精神は君民団体と上下一致をもって、万機を公議に依り決行することに在る。其の運用する基礎は、国民多数の選良した公党公会に在り、専制政治の特色は、君権無限と民権不振と上下睽離で、その運用する機関は貴族官僚が君主を圍繞する私党に在る。今、この両政体の利害得失を比較推論すれば、国民の愛国心というものが両政体に対して如何なる関係が有るかを観察すべきである。（19頁）

と述べ、立憲政体は政治が「公党」（政党）と「公会」（結社）に基礎を置く「公議」によるものなので君と民とが一致するのに対し、専制政体は君主権が無限であるとともに民権が不振で、君主を取り囲む「貴族官僚」＝「私党」によって運営されているという。やはり君主政そのものは批判されるべきものではなく、君主政を「私」にする「貴族官僚」が批判されているのである。ただし、上の引用文では「国民」が「公党公会」を「選良」するとあるが、「選良」する「国民」の範囲には言及がない。憲政研究会の綱領は内閣の「責成」に言及するものの、民選議院の開設に言及していないことからみて、この時期の立憲君主制論においても民の国政参与は否定されていたとみるべきだろう。

一方で、日露戦争中の1905年2月26日に、1895年の「内閣官制」とほぼ同内容で、「内閣」が「議政府」に置き換えられた「議政府官制」（および「各部官制通則」）が公布されており、1907年6月14日には議政府が内閣に改められ、内閣制度が名実ともに復活することになる。そうして1907年7月に高宗が「讓位」して純宗が即位した後になると、尹孝定は『大韓協会会報』第1号（1908年4月）に掲載された「大韓協会の本領」で、

嗚呼。我国は亜細亞大陸東隅に僻在し、世界文明に進歩が時を失したので、今は先進文明国の指導に依って国事を整理して人文を奨励し、今より以後、国民が協同一致して文明を吸収し、施政を改善して能く国富国強を増進し、列国に並肩するのを日を期して待つ可きである。（45頁）

と述べるように、立憲政体の導入を筆頭とする「文明化」に失敗した以上、日本による「指導」=保護をやむをえないものとして認めることになるのである。

むすび

朝鮮開化派の立憲君主制論は、もちろんそれが立憲政体の導入を志向するものである限り、君主権の制限という側面をもっていたが、しかし君主が大権を有して親裁することは開化派にとって自明のことであり、開化派の立憲君主制論のベクトルは、君主権の強化を主に指していた、というのが本稿の第一の結論である。「貴族」を排して「公論」を背景にした大臣・官僚が君主を「輔弼」すること、あるいは「公論」を担う独立協会会員が議員となる議会を開設することで、君主政は「公」という「伝統的」な政治理念にもとづいてその正統性を保ち、君主は大権を行使しうようになるからである。開化派が立憲君主制を「文明」の根本とみなし続けたことも、こうした立憲君主制論に支えられていたからであった。

ただし、開化派の立憲君主制論には、重大な疑問点がある。兪吉濬のいう「議政諸大臣」は「人民が推挙」するものだったが、甲午改革の軍国機務処会議員や国务大臣は、事実において「人民が推挙」したものではなく、また独立協会は自らこそが「公論」の担い手だと主張しているが、ではなぜ独立協会が「公論」を担いうるのか、その根拠は必ずしも明らかではないのである。「公論」を強調しながらも、民を国政の決定過程から極力排除し、開化派の官僚・知識人のみが「公論」を担っているというのが開化派の主張ということになるが、それは部外者には「私」と映っても仕方がないものだった。その上、甲申政変以来、開化派の行動の背景には日本があり、そのことが開化派に対する人々の不信を強めたことは否めない。

結局、大韓帝国期に至って、君主が名実ともに「親裁」する体制ができ、開化派の構想は保護国の時代になって実現されることになった。開化派の多くが日本による保護国支配に積極的に反対しなかった所以である。では、名実ともに君主が「親裁」する皇帝専制政体こそが近代朝鮮において望ましい政体だったのかというと、直ちに頷ける問題ではないだろう。

一方、日本に目を移すと、王政復古以後の日本も、「天皇親裁」と「万機公論に決す」（「五箇条の誓文」）という、矛盾する二つの理念をいかに両立させるかという課題を負っていた。日本の場合、「大日本帝国憲法」と国会の開設・定着によってそれをひとまず解決したといえるが、近世において朝鮮よりも「君主親裁」「公論政治」の経験に乏しかったと思われる日本の方が、この問題において、ともかくも結論を出せたのはなぜであろうか。筆者は現在のところ、この問題について何らかの見解を提示することはできないが、両国の近世から近代に至る「政治」のあり方を見据えた上で、近代の日本と朝鮮の西洋政治思想受容の比較研究ができないかと思う。本稿がそのための一つの試論となれば幸いである。

批評文(朱鎮五)

1. テーマが「近代朝鮮における国民国家創出と立憲君主制論」となっているが、論文の内容の中に国民国家創出に関する内容がほとんど表れていないのではないだろうか。あるいは、筆者が考える、創出された国民国家とはどのような姿なのだろうか。
2. 兪吉濬をはじめとする開化派の思想的背景と準備が甲午改革で実現されたととらえようと努める姿は、大変意味があると判断できる。しかし、軍国機務処が兪吉濬の構想によって成立したものと見てよいかについては同意し難い点がある。景福宮を占領して政権を取らせてくれた日本が、兪吉濬の独自の構想通りに政体が構成されるように許容したと見られるかは疑問である。
3. 明らかに兪吉濬は、議政諸大臣が人民の薦挙で政府の議員になった者だと言ったとすると、軍国機務処の議員は全くそのような手続きを踏んでいなかった。さらに、第二次金弘集政権の内閣制度が日本の内閣制度を修正導入したものだという点は理解できるが、それが兪吉濬が構想した議政諸大臣による君主行為の制約と同じ文脈にあるというのは、論理的飛躍ではないかと思われる。
4. 筆者は「三浦梧楼のもとで10月8日に王后閔氏が殺害され」と述べている。もちろん本論文で乙巳事変についての詳しい叙述をすべき必要はない。しかし、こうした表現では乙巳事変の行為主体が誰で責任の所在がどこにあるのかが明確に表現されていない。
5. 甲午改革の叙述部分では実名まで挙げていき、韓国の研究成果を列挙または批判していた筆者が、独立協会部分では一切言及しない理由を知りたい。
6. 独立協会が「甲午改革によって制度化された君主の行為の制限と宮中・府中の分離が解消していく時期に結成され、活動した」という叙述がある。このことは独立協会が王権の君主権強化努力を阻止するための目的で創立されたものと理解させられる。しかし、当時のそうした官制改変を主導した勢力は、まさに独立協会主導勢力だった。独立協会の初期役員陣は、大部分が前・現職大臣をはじめとする局長級以上の高位官僚らであった。従って創立期の独立協会を特定の政治集団として理解することは無理ではないだろうか。
7. 日本の場合明治維新の主役たちが天皇大権を認定しつつ内政改革を主導していった。ところが、なぜ韓国の開化派は絶えず王権及び皇帝権を制約する方向へ政体構想を具現しようとしていたのか、理由がどこにあるだろうか。確かに日本の天皇は明治維新以前より権力が強化されたが、韓国の場合には日本と同じ制度を導入するとしても、それは王権の制約に他ならなかった。さらに問題は、その過程が開化派の内的力量を背景に行われたのではなく、日本の圧力と支援があるとき可能なものだった。従って開化派の立憲君主論はその背景に侵略の足がかりを準備する側面があると見ることはできないだろうか。一方、彼らが最後まで人民の国政参与を否定した理由がどこにあると見るか。
8. 結論部分の「大韓帝国期に至って、君主が名実ともに「親裁」する体制ができ、開化派の構想は保護国の時代になって実現されることになった」という表現は、誤解の素地が大きい。そうだとすると、皇帝の権限を大幅に剥奪された保護国時期の大韓帝国皇帝権が親裁と考えられるだろうか。または、開化派の構想が実現されたと見るのは、保護国化の侵略性が隠蔽されていると感じさせられる。

批評文へのコメント(月脚達彦)

1. 本稿の冒頭で述べたように、王朝国家を国民国家に編成する、つまり国民国家を創出する際に、君主の権利と「国民」の権利をどのように設定するかは重要である。19世紀末から20世紀初頭の朝鮮政治史・政治思想史研究において、立憲君主制を論ずること自体が国民国家の創出の一端を論ずることである。
2. 本稿では、「軍国機務処が兪吉濬の(独自の)構想によって作られた」とは述べていない。「(軍国機務処は杉村濬の)単独の立案によるものにあらずして、岡本柳之介・兪吉濬らと協議の上、立案」されものだという田保橋潔の推測に賛同するというのが、私の意見である。
3. 兪の構想の上では「議政大臣」は「人民が推挙」するものであったが、兪の関与の上で実施および導入された軍国機務処会議員および内閣大臣は人民に推挙されたものではなく、ここに開化派の権力構想と実際の矛盾があったということを「むすび」で述べているので、確認されたい。
4. 本稿は乙未事変の責任の所在を問うことを目的とするものではない。そもそも、歴史上のある事件について、誰がどのように関与したかを明らかにすることは重要であるが、その責任の所在を問うことに必ずしも意味があるとは思わない。
5. 特に理由はない。
6. 初期の独立協会の役員陣には元大臣や官吏が多いのは事実であるが、1896年9月の「議政府官制」起草以後、君主権強化にどれだけ独立協会役員陣が関わったかご存知であればお教え願いたい。
7. 明治初期において、天皇の権威は強化されていったが、天皇が政策決定過程に関与することはあまりなかった。朝鮮開化派が望んだのは、自らの政策の正当性を確保するために使いうる君主の強い権威であり、一方で君主が政策決定過程に関与することは望んでいなかったと考えられる。そのような朝鮮開化派にとって、日本の天皇の権威と権力の関係は望ましいものだったのではないかと思う。ただし、開化派が自らの構想を実行に移すのは、「日本の圧力と支援がある時」だったのは事実であり、そのことに日本の朝鮮「侵略の足場を用意した側面がある」ことも事実である。また、開化派が「人民の国政参与を否定した理由」は、彼らが人民には国政参与能力がないと判断したからである。
8. ご指摘は誤解に基づくものである。私の言いたかったことは、大韓帝国成立期から日露戦争までに皇帝が名実ともに親裁するようになり、日露戦争・保護国化以降の時期に開化派が構想する皇帝権の制約が実現したということである。そして、ご指摘のとおり、開化派の構想は、日本の韓国保護国支配のもとで実現したと考えている。別に日本が大韓帝国を侵略したことを隠蔽するつもりはない。